

# 御殿場市公設浄化槽整備事業に関する

## 優先交渉権者選定基準

平成 30 年 5 月 30 日

御殿場市



## 目 次

1 本書の位置付け.....	1
2 選定方式.....	1
3 審査の流れ.....	1
4 審査の内容.....	2
4.1 参加資格審査.....	2
4.2 提案審査.....	2
4.2.1 定性的評価.....	2
4.2.2 定量的評価.....	7
4.2.3 総合評価.....	9
4.3 優先交渉権者の決定.....	9



## 1 本書の位置付け

本書は、御殿場市（以下「市」という。）が、御殿場市公設浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するための基準を定めるものであり、募集要項と一体のものである。

## 2 選定方式

本事業を実施する事業者には、浄化槽の設置業務や維持管理業務だけでなく、SPC運営等においても専門的な知識やノウハウが広く求められる。また、提案の自由度や競争性の確保にも配慮する必要があることから、事業者の選定に当たっては公募型プロポーザル方式を採用し、提案価格だけでなく、本事業への取組方針や事業計画等も含めて総合的に評価する。

## 3 審査の流れ

審査の流れは図1のとおりである。

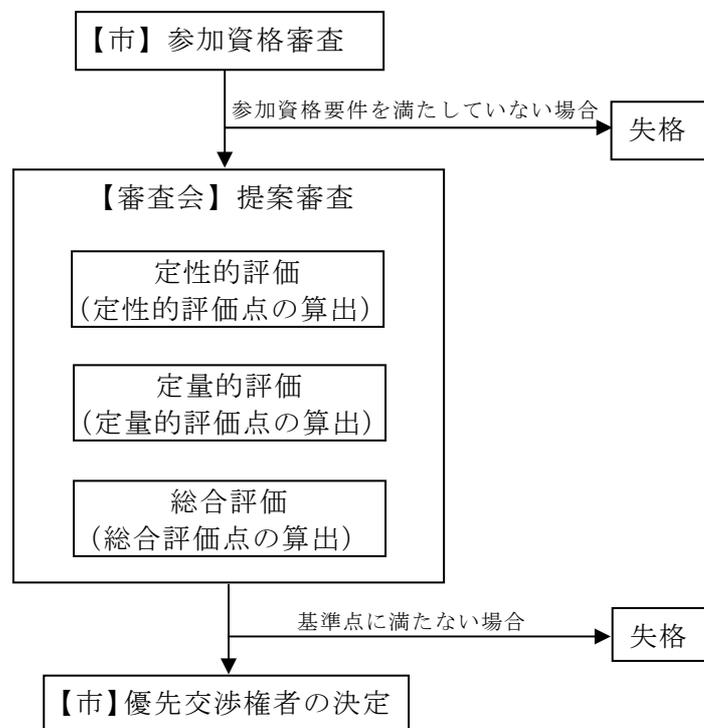


図 1 審査の流れ

## 4 審査の内容

審査は、参加資格審査及び提案審査により実施する。

### 4.1 参加資格審査

市は、応募者から提出された参加資格確認書類に基づき、応募者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

### 4.2 提案審査

「御殿場市公設浄化槽整備 PFI 事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）は、資格審査を通過した応募者を対象に、当該応募者の提案書に基づき提案審査を行う。提案審査は、定性的評価、定量的評価及び総合評価により実施する。

#### 4.2.1 定性的評価

##### ①定性的評価の主な評価観点

表1に示す評価観点に基づく審査を行い、定性的評価点を算出する。

表1 主な評価観点

大項目	中項目	主な評価観点
1. 応募者の概要	(1) 構成等	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業実施に必要な法的な有資格者が確保されているか、また確保される見通しが具体的に示されているかを評価する。</li><li>・債務超過等を抱えておらず、経営状況に問題のない事業者であると判断できるか。</li></ul>
2. 本事業への取組方針	(1) 事業推進策	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民、住民組織等への具体的かつ効果的な事業推進策が記載されているか。</li><li>・みなし浄化槽（単独処理浄化槽）からの転換を推進するための具体的かつ効果的な方策が記載されているか。</li></ul>
	(2) 地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"><li>・地元の企業・人材の活用、環境保全活動等、地域経済や地域社会に貢献する具体的かつ効果的な提案が記載されているか。</li></ul>
	(3) コストの縮減	<ul style="list-style-type: none"><li>・設置工事費及び維持管理費における具体的かつ効果的なコスト縮減策が記載されているか。</li></ul>
	(4) 緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・設置工事・維持管理における事故、故障、緊急時に対する具体的かつ効果的な対応が記載されているか。</li></ul>
3. 事業計画	(1) 事業運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務要求水準にある市の整備・管理計画と整合した計画となっているか。</li><li>・具体的かつ実現性のある事業収支計画が記載されているか。</li></ul>

大項目	中項目	主な評価観点
	(2) 資金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案された事業計画を実行できる資金計画が具体的に記載されているか。</li> </ul>
	(3) リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な保険等の内容が記載されているか。</li> </ul>
4. 浄化槽設置工事	(1) 設置工事体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制、マネジメント等について具体的かつ確実性のある体制が確保されているか。</li> <li>・ 関連業務の実績を十分に有しているか。</li> <li>・ 工事の実施に必要な資格等を持った構成員が確保されているか。または、事業開始までに確保されることが説明されているか。</li> </ul>
	(2) 標準設置工事計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務要求水準を満たす浄化槽が提案されているか。</li> <li>・ 設置工事の手順、標準工程について業務要求水準を満たす内容が確保されているか。</li> <li>・ 社内検査について、業務要求水準を満たす内容が確保されているか。</li> </ul>
	(3) 標準以外の工事等の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な対応策が記載されているか。</li> <li>・ 提案されている内容は適当であるか。</li> </ul>
	(4) 工事管理記録の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事管理台帳等について、具体的かつ確実性のある内容が記載されているか。</li> </ul>
	(5) 法定検査の結果において総合判定が「不適正」となった場合やチェック項目に指摘を受けた場合の浄化槽に対する措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的かつ効果的な提案が記載されているか。</li> </ul>
5. 浄化槽維持管理	(1) 維持管理体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制、マネジメント等について具体的かつ確実性のある体制が確保されているか。</li> <li>・ 関連業務の実績を十分に有しているか。</li> <li>・ 維持管理の実施に必要な資格等を持った構成員が確保されているか。または、事業開始までに確保されることが説明されているか。</li> </ul>
	(2) 標準とする維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務要求水準を満たす維持管理業務の実施が確保されているか。</li> <li>・ 対応できる機器補修の範囲は適当であるか。</li> <li>・ 移行浄化槽の扱い、清掃業務との連携、法定検査への対応等について業務要求水準を満たす内容が確保されているか。</li> </ul>
	(3) 標準以外の維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者の負担となるブロワの更新について、具体的な対応策が記載されているか。</li> <li>・ 提案されている内容は適当であるか。</li> </ul>
	(4) 維持管理記録の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理台帳等について、具体的かつ確実性のある内容が記載されているか。</li> </ul>

大項目	中項目	主な評価観点
	(5) 法定検査の結果において総合判定が「不適正」となった場合やチェック項目に指摘を受けた場合の浄化槽に対する措置等	・具体的かつ効果的な提案が記載されているか。
6. 住民サービス	(1) 住民負担の軽減	・住民負担の軽減について、具体的かつ効果的な内容が提案されているか。
	(2) 住民サービスの向上	・住民サービスの向上について、具体的かつ効果的な内容が提案されているか。
7. その他	(1) インセンティブ・ペナルティ措置に対する考え方	・事業の推進等と連動したものとされているか。
	(2) その他独自の提案	・具体的かつ効果的な提案が記載されているか。

②定性的評価（価格提案以外の審査項目）の得点化

表2に示す得点化方法により各項目別に得点を算出し、その合計を定性的評価点とする。

なお、応募者が1者であった場合は、提案内容が事業者として適切であるか判定するものとする。

表2 定性的評価点の得点化方法

評価基準	配点 10 点		配点 5 点	
	評価	得点化方法	評価	得点化方法
特に優れている	A 1	10	A	5
	A 2	9		
優れている	B 1	8	B	4
	B 2	7		
普通	C 1	6	C	3
	C 2	5		
やや劣っている	D 1	4	D	2
	D 2	3		
劣っている	E 1	2	E	1
	E 2	1		
評価しない	F	0	F	0

③定性的評価の配点

各審査項目における配点は、表3のとおりとする。

表3 審査項目及び配点

大項目	中項目	主な小項目	配点
1. 応募者の概要	(1) 構成等	① 応募者の構成及び役割分担等	5
		② 財務能力	
2. 本事業への取組方針	(1) 事業推進策	住民広報活動、事業推進への取組み	5
	(2) 地域への貢献	① 地域経済への貢献	5
		② 地域環境への貢献	
	(3) コストの縮減	① 設置工事費の縮減	5
② 維持管理業務費の縮減			
(4) 緊急時対応	緊急時の体制・連絡系統など	5	
3. 事業計画	(1) 事業運営	S P C 運営計画	10
	(2) 資金等	① S P C の資本金	
		② S P C の資金計画	
		③ 協力企業への支払方法	
(3) リスク管理	加入を予定する保険等		
4. 浄化槽設置工事	(1) 設置工事の体制等	① 設置工事実施体制等	10
		② 浄化槽整備実績	
	(2) 標準設置工事計画等	① 設置する浄化槽	
		② 標準設置工事の手順等	
		③ 社内検査等	
	(3) 標準以外の工事等の扱い	標準工事が困難な場合における特殊工事の対応	
(4) 工事管理記録の方法	工事管理台帳の整備、運用	5	
(5) 法定検査の結果において総合判定が「不適正」となった場合やチェック項目に指摘を受けた場合の浄化槽に対する措置等			
5. 浄化槽維持管理	(1) 維持管理の体制等	① 維持管理実施体制等	10
		② 浄化槽維持管理実績	
	(2) 標準とする維持管理業務	① 自ら設置した浄化槽	
		② 事業者に維持管理を移行された浄化槽	
		③ 清掃業務との連携	
		④ 法定検査への対応	
		⑤ 機器補修	
(3) 標準以外の維持管理業務	申請者の負担となるブロワの更新への対応		

大項目	中項目	主な小項目	配点
	(4)維持管理記録の方法	維持管理台帳の整備、運用	5
	(5)法定検査の結果において総合判定が「不適正」となった場合 やチェック項目に指摘を受けた場合の浄化槽に対する措置等		
6. 住民サービス	(1)住民負担の軽減	①障害物の移設、宅内排水設備等工 事における対応	10
		②本事業と関連した水回りの改造工 事等への対応、その他住民負担の軽 減に関する提案	
	(2)住民サービスの向上	住民向けの窓口の開設、浄化槽の使 用にあたり発生するニーズへの対応 等	5
7. その他	(1)インセンティブ・ペナルティ措置に対する考え方		5
	(2)その他独自の提案		
定性的評価 計			85

#### 4.2.2 定量的評価

##### ①標準浄化槽希望買取り価格の評価

人槽規模別（5・7・10人槽）の1基当たり標準浄化槽希望買取り単価に基づき、人槽規模別の設置基数が表4のとおりであったと仮定したときの希望買取価格（384基）を算定し、その価格を評価するものとする。

表4 人槽規模別設置基数

人槽規模	設置基数
5人槽	130基
7人槽	224基
10人槽	30基
合計	384基

##### ②特殊工事実施価格の評価

特殊工事に関する価格提案から発生件数が表5のとおりであったと仮定したときの特殊工事価格を算定し、その価格を評価するものとする。

表5 特殊工事発生件数

種別	人槽別	発生件数	備考
支柱工事価格	5人槽	53基	・平成29年度実績より算出
	7人槽	92基	
	10人槽	12基	
矢板工事	5人槽	50基	・平成29年度実績より算出
	7人槽	85基	
	10人槽	11基	
排水ポンプ設置価格	—	58基	・平成29年度実績より算出
既存浄化槽の撤去費用 (既存浄化槽のある場所に浄化槽を設置する場合に限る)	—	38基	・平成25年度から平成29年度の実績より算出

③標準維持管理希望委託価格の評価

人槽規模別（5・7・10人槽）の1基1年間当たりの標準維持管理希望委託単価に基づき、人槽規模別の維持管理基数が表6のとおりであったと仮定したときの年間の希望委託価格（404基）を算出し、その価格を評価するものとする。

表6 人槽規模別維持管理基数

人槽規模	維持管理基数
5人槽	130基
7人槽	244基
10人槽	30基
合計	404基

④定量的評価における得点化

表7に示す得点化方法により各項目別に得点を算出し、その合計を定量的評価点とする。

表7 定量的評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
		配点（5点の場合）
A	最も低い提案価格	5
B	次に低い提案価格	3
C	次に低い提案価格	1
D	それ以外の提案価格	0

⑤定量的評価の配点

各項目における配点は、表8のとおりとする。

表8 審査項目及び配点

項目	配点
標準浄化槽希望買取価格	5
特殊工事価格	5
標準浄化槽維持管理委託価格	5
定量的評価 計	15

### 4.2.3 総合評価

定性的評価点（85点）と定量的評価点（15点）を合算して総合評価点を算出し、資格審査を通過した応募者の提案に順位を付す。

総合評価にあたっては、各委員の評価結果の平均値により算出する。

総合評価点と同点の提案が複数ある場合は、総合的な観点から比較審査し、審査会の判断により順位を決する。

なお、総合評価の結果、65点に満たない結果となった応募者は、失格とする。

### 4.3 優先交渉権者の決定

市は、審査会による提案審査の結果を踏まえ、最も高得点の提案をした応募者を優先交渉権者として決定する。

なお、資格審査を通過した応募者が1者であった場合も定性的評価、定量的評価及び総合評価を実施し、事業者として適切と判定された場合は、優先交渉権者として決定する。